

3 月 2 日（第 1 日）

3月2日（水）第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	浜	先	秀	二	2番	上	松	英	邦
3番	吉	野	伸	康	4番	山	本	秀	男
5番	大	石	秀	昭	6番	片	平		司
7番	沖	元	大	洋	8番	野	崎	剛	睦
9番	胡	子	雅	信	10番	林		久	光
11番	住	岡	淳	一	12番	山	根	啓	志
13番	登	地	靖	徳	14番	浜	西	金	満
15番	山	本	一	也	16番	新	家	勇	二
17番	山	木	信	勝	18番	扇	谷	照	義
20番	上	田		正					

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
教育長	万治 功	総務部長	土手 三生
市民生活部長	川寄 純司	福祉保健部長	徳永 信幸
産業部長	瀬戸本三郎	土木建築部長	幸野 潔
会計管理者	川尻 博文	教育次長	重川 忠道
消防長	岡野 数正	企業局長	今宮 正志
総務課長	浜村 晴司	財政課長	久保 和秀
企画振興課長	有馬 博之		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	玉井 栄藏
議会事務局次長	河下 巖

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	副議長の選挙
日程追加	交通問題調査特別委員会委員の選任について
日程第5	同意第1号 副市長の選任につき同意を求めることについて
日程第6	議案第16号 江田島市環境基本条例案について
日程第7	議案第17号 江田島市漁港管理条例案について

日程第 8	議案第 1 8 号	江田島市漁港区域内占用料等徴収条例案について
日程第 9	議案第 1 9 号	江田島市海岸保全区域内占用料徴収条例案について
日程第 1 0	議案第 2 0 号	江田島市漁港施設維持管理基金条例案について
日程第 1 1	議案第 2 1 号	江田島市港湾施設維持管理基金条例案について
日程第 1 2	議案第 2 2 号	江田島市港湾施設等設置及び管理条例等の一部を改正する条例案について
日程第 1 3	議案第 2 3 号	江田島市特別会計条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 4	議案第 2 4 号	江田島市公共下水道事業（能美地区）の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 5	議案第 2 5 号	江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 6	議案第 2 6 号	江田島市農業振興関係施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 7	議案第 2 7 号	江田島市国民宿舎能美海上ロッジ設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 8	議案第 2 8 号	江田島市消防屯所等使用料条例を廃止する条例案について
日程第 1 9	議案第 2 9 号	江田島市交流促進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 2 0	議案第 3 0 号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第 2 1	議案第 3 1 号	市道の路線認定について
日程第 2 2	議案第 3 2 号	土地改良事業計画について

開会（開議） 午前１０時００分

○議長（上田 正君） おはようございます。

ただいまの出席議員は、１９名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成２３年第２回江田島市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第１ 諸般の報告

○議長（上田 正君） 日程第１ 「諸般の報告」を行います。

田中市長から、報告事項がありますので、これを許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） 皆さん、おはようございます。

第２回江田島市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

また市民の方々には、早朝から定例会の傍聴にお越しいただきまして、心からお礼を申し上げます。

さて、本定例会は、平成２３年度の当初予算案並びに関連議案を御審議いただく節目の定例会でございます。

活発な議論とともに、慎重審議よろしく願いいたします。

なお、皆様御承知のように、国の新年度予算案はどうか成立の目途が立ったものの、予算関連法案の年度内成立は、国会のねじれ現象によりまして、不透明な情勢で、菅内閣は暗中模索の状況が続いております。

本市におきましても、子ども手当など影響が懸念される法案がありますので、今後の国会の動向を注視しながら、それぞれ状況に即した迅速な対応を図ってまいりたいと考えています。

議員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは２月１５日開会の第１回臨時会以後の市政の主な事柄につきまして、４項目報告を申し上げます。

まず第１点目が、住宅宣言吉島「江田島かきまつり」についてでございます。

２月１９日、２０日の両日、広島市中区の吉島住宅展示場で、恒例の江田島かきまつりを開催しました。

このイベントは、本市の特産品のカキをＰＲする絶好の機会で、開催日の１週間前からテレビのコマーシャルで放送されたこともあり、大勢の人でにぎわいました。

会場では、広島市や近隣市町から訪れた来場者が、カキのむき身、殻付きカキ、新鮮な魚介類やかんきつ類などをたくさん買い求めていました。

今後も、カキをはじめとする特産品のＰＲに、積極的に取り組んでまいります。

2点目は、林野火災防ぎょ消防大訓練についてでございます。

2月27日、能美町の野登呂山で、林野火災防ぎょ消防大訓練を実施しました。

この訓練は、これから空気が乾燥し、火災が発生しやすい気候となるため、初動体制や各防災関係機関との連携体制の確立を目的に、消防本部、消防団及び江田島警察署から約90人が参加して行いました。

これからも定期的に訓練を行い、災害発生時における連携強化を図ってまいります。

3点目が、各種定期総会等についてでございます。

このことについては、別紙1のとおり開催され、市長、副市長及び関係部長が出席しました。

最後に4点目、工事請負契約の締結についてでございますが、別紙2のとおり契約を締結いたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で市長の報告を終わります。

次に、議長報告をおこないます。

去る、2月21日、沖也寸志議員から一身上の都合により、江田島市議会議員を辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第108条の規定により、同日（2月21日付）でこれを許可しました。

また、去る2月28日、山木信勝議員から、議会広報特別委員会委員の辞任願いが提出され、委員会条例第14条の規定により、同日これを許可するとともに、後任の議会広報特別委員に山本秀男君を指名いたしましたので、報告いたします。

次に、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査の結果報告並びに地方自治法第235条の2第3項の規定による平成22年11月及び平成22年12月に係る例月出納検査に対する監査の結果報告は、御手元にお配りしたとおり提出されておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

朗読は省略いたします。

以上で、議長報告を終わります。

これで、「諸般の報告」は終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（上田 正君） 日程第2 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、5番 大石秀昭議員、6番 片平 司議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（上田 正君） 日程第3 「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの17日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から３月１８日までの１７日間に決定いたしました。

日程第４ 副議長の選挙

○議長（上田 正君） 日程第４ 「副議長の選挙」を行います。

選挙は投票によって行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場を閉める)

ただいまの出席議員数は１９名であります。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

１番 浜先秀二議員から順番に投票をお願いします。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人の指名をいたします。

会議規則第３１条第２項の規定によって、立会人に、１番 浜先秀二議員、５番 大石秀昭議員、９番 胡子雅信議員を指名いたします。

立会人の立合いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告します。

投票総数１９票、有効投票１７票、無効投票２票。

有効投票のうち、山根啓志君１１票、扇谷照義君４票、片平 司君２票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

したがって、山根啓志君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

ただいま、副議長に当選されました山根啓志君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

副議長、登壇をお願いします。

○副議長(山根啓志君) ただいま、議員各位の御推挙によりまして江田島市議会の副議長の席をいただくことになりました。

大変ありがとうございます。

議長の女房役として、議長を補佐し、議会が円滑に進むよう努めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

(拍手)

○議長(上田 正君) 暫時休憩とします。

(休憩 10時21分)

(再開 10時40分)

○議長(上田 正君) 休憩を解いて、会議を再開します。

日程に先立ち、御報告いたします。

先ほど、山根啓志議員から副議長の就任に伴い、交通問題調査特別委員会委員の辞任願が提出され、委員会条例第14条の規定により、これを許可しましたので、御報告いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 10時41分)

(再開 10時44分)

○議長(上田 正君) 休憩を解いて、会議を再開します。

お諮りします。

先ほど、交通問題調査特別委員会委員が欠員となりましたので、この際、「交通問題調査特別委員会委員の選任」を日程に追加し、交通問題調査特別委員会委員を1名選任したいと思います。

これに異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、「交通問題調査特別委員会委員の選任」を日程に追加することに決定いたしました。

日程追加 交通問題調査特別委員会委員の選任

○議長(上田 正君) 日程を追加し、「交通問題調査特別委員会委員の選任」を行

います。

欠員に伴う交通問題調査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において住岡淳一君を指名したいと思います。

これに異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、欠員に伴う交通問題調査特別委員会委員に住岡淳一君を選任することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 10時45分)

(再開 10時53分)

○議長(上田 正君) 休憩を解いて、会議を再開します。

交通問題調査特別委員会・議会広報特別委員会の副委員長に変更がありましたので報告をいたします。

交通問題調査特別委員会の副委員長に野崎剛睦君、議会広報特別委員会の副委員長に大石秀昭君、それぞれ互選されましたので、報告をいたします。

日程第5 同意第1号

○議長(上田 正君) 日程第5 同意第1号「副市長の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました同意第1号「副市長の選任につき同意を求めることについて」でございます。

今月末で任期満了となる正井嘉明副市長を、引き続き副市長として選任したいので、地方自治法第162条の規定によりまして、議会の同意をお願いするものです。

住所は江田島市江田島町〇〇〇丁目〇番〇〇号。

氏名は正井嘉明です。

昭和〇〇年〇月〇日生まれ、68歳でございます。

正井副市長は、皆さん御承知のように、教育及び行政畑を通0算して46年間務められ、幅広い行政経験と実績を有し、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政にも識見のある方でございます。

本市では、まだまだ数々の困難な課題が山積しており、私は、これからの課題解決に向けて懸命に取り組んでまいりる決意しております。

正井副市長には、今後とも私のよき補佐役として御尽力いただけるものと確信をしております。

なにとぞ議員の皆様の御理解ある御同意を賜りますようお願い申し上げまして、提

案理由の説明とさせていただきます。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

正井嘉明副市長の退場を求めます。

（副市長 退場）

○議長（上田 正君） 本案は、こと人事に関することでありますので質疑・討論を省略し、直ちに起立により採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、これに同意することに決定いたしました。

暫時休憩とします。

（休憩 10時58分）

（再開 10時59分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開します。

ただいま、正井嘉明さんの副市長の選任について議会の同意がありましたので、お伝えをいたします。

正井嘉明さんから一言あいさつをお願いいたします。

○副市長（正井嘉明君） 失礼いたします。

貴重な時間をいただきまして、あいさつの機会を与えていただきましたことを、大変ありがとうございます。

先ほど、本会議で副市長としての選任同意を得たという連絡を受けました。

改めて事の重大性、さらには責任の重さを感じ、身が引き締まる思いでございます。

振り返ってみますと、津山助役からバトンタッチをされて丸4年、こうして皆様方の御支援をいただき、感謝の気持ちでいっぱいでございます。

これからも江田島市の新たな発展のために、さらには、田中市政の推進のために、努力を重ねていく決意でございます。

今後とも、御協力あるいはお力添えを得ますようお願いを申し上げまして、あいさつにかえさせていただきます。

まことにありがとうございました。

日程第6 議案第16号

○議長（上田 正君） 日程第6 議案第16号「江田島市環境基本条例案について」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略をいたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第16号「江田島市環境基本条例案について」でございます。

本市における環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、良好な環境を確保するために条例を制定する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） それでは、議案第16号、江田島市環境基本条例案について説明いたします。

本案は、本市における環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本理念を定めるとともに、市、市民、事業者及び滞在者の責務、滞在者の役割、その他必要な事項を定めようとするものです。

まず、前文として、本市の環境政策の基本的な考え方を包括的に示しており、環境権について、健康で文化的な生活を営むことは市民の権利と宣言しています。

第1章 総則として、第1条 目的には、環境の保全についての基本理念を定め、市、市民、事業者及び滞在者のそれぞれの役割を明らかにし、施策の基本的事項を定め、総合的、計画的に推進することにより、市民の良好な環境を確保することを定めたものです。

第2条 定義は、本条例中の用語について定めたものです。

第3条 基本理念は、市民が生活基盤としている地域の環境と人類の生存基盤である地球環境が、現在と将来の世代に良好に引き継がれるよう、権利と義務、役割分担、基本的課題について定めたものです。

第4条は市の役割、第5条は市民の役割、第6条は事業者の役割、第7条は滞在者の役割について、それぞれ定めたものです。

第8条 各主体の協働等は、第4条から第7条までのそれぞれが協働し相互に調整することについて定めたものです。

第2章 基本方針として、第9条 施策の策定等に係る基本方針は、施策の策定及び実施について定めております。

第3章 基本的な計画の策定として、第10条 環境基本計画は、第1条に市に環境基本計画の策定を義務づけること。

第2項に環境保全に関する目標、施策の基本的な方向、第3項に市民、事業者及び滞在者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、江田島市環境審議会の意見を聞くこと、第4項に計画を定めたときは公表すること、第5項に計画変更の場合の準用規定について定めたものです。

第11条 施策の策定等に当たっての配慮は、市の施策を進める場合、環境の保全について配慮することを定めたものです。

第12条 環境の状況等の公表は、毎年、毎年度、報告書を作成し、公表することを定めたものです。

第4章 施策の推進として、第13条より規制の措置、第14条に助成等の措置、第15条に環境の保全に関する施設の整備等、第16条に自然環境の保全、第17条に

水環境及び大気環境の保全、第18条に地球環境の保全の推進、第19条に環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進、第20条に循環型社会構築の促進等、第21条に環境産業の振興、第22条に環境学習及び環境教育の推進等、第23条に市民等の自発的な活動の促進、第24条に情報の提供、第25条に調査及び監視等、第26条に国及び他の地方公共団体との協力について、主として必要な措置を講ずること等を定めたものです。

附則といたしまして、この条例は、平成23年4月1日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

山木議員。

○17番（山木信勝君） まず、環境の基本条例ですが、出てくるのが大体遅すぎるんですよ。環境問題はずいぶん前から騒がれておるわけですから。今ごろ出てくるというのはおかしいと思います。

それで、条例の内容で、文言は大変難しい文言で、難しく難しく書くようにしとるねこれは。例えば環境への負荷、負荷といったら電気の何か負荷のような感じじゃが、それとか恵沢を享受しとか、何か難しいような文言にしとるような、もう少し、わかりやすい文言にしたほうがいいんじゃないか思うんです。

それから、審議会を12月定例議会で設置したわけですが、審議会での意見ですね、これは、この条例にどのように反映しとるのかお伺いいたします。

それから8ページの、第13条1項、2項にあります、必要な規制の措置を講ずるものとする、とあります。これをどのような規制を、規制の措置を講ずるのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） それではお答えいたします。

この条例が遅いんじゃないかとありましたけれども、今、県内では23市町ありまして、13の市町が策定しているところでございます。できるだけ早い時期に提案すべきであったとは思いますが。

それから、難しい文言ということで、環境への負荷につきましては、3ページの方に環境への負荷についての説明をさせていただいております。

それから、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受しという文言でございますけれども、これは環境基本法にあります第3条の中で、こういう言葉を使っております。これは日本全国どの市町も大体この文言を引用しているようです。難しいんですけど、環境につきまして、恵沢といえば恩恵を受けるということで、享受しというのは受け入れると、自分のものにすると、辞書のとおりのような答弁になるんですけど、そういうようなこ

とが言われております。

それから、6 ページですね、必要な規制の措置というところでございますが、これ法律や県の条例等の、そういう規制の範囲外につきまして、市において、許可制とかそれとか認可ですかね、それらのことを、ここらで網羅して、それに従わなかったら、勧告とか、指導とかいうようなことまで考えておるところでございます。

審議会につきましては、前回の議会で可決いただきまして立ち上げておりますので、その中での意見としまして、この条例の中には、江田島市の特殊性というんですか、いうようなところを網羅するようという意見をいただいております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかに質疑はありませんか。

片平議員。

○6 番（片平 司君） 遅きに失してとはいえ、やるということは非常にいいことなので、この中身を読むと、かなり市も市民も拘束されるんじゃないかと思うんで。

一つずつ聞くと大変なんで、わかる範囲で答えてくれればいいですから。

5 ページの、第4条に自然的社会的条件と出ているわけなんだが、具体的には何をどのようにするかを考えとるんかを。

それと第5条の2項に市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとなる、市民は協力せんかったら、ほいじゃあ何か罰則があるのか。

それと8ページの第16条から19条までが自然環境の保全になっておりますが、これを、やるとすると、これはかなりなねえ、それこそ負荷がかかると思うんですが、具体的に何をどのように考えとるんか。

これは、9ページの環境産業の振興というところで、第21条 市は、環境への負荷の低減に資する技術、製品、役務等の提供を行う産業を振興するとあるんですが、必要な措置、どのような措置を考えられとるん。

それと、その次の環境学習及び環境教育の推進、これは非常に大事なことなんだけど、教育委員会もなんかしよるんじゃないと思うんですけど、そのとまた違うんかもわからんけど、環境課としては、どのようないわゆる環境保全に対する教育を考えているのか、具体的なまだこれから考えるんじゃないかいうんじやったらそれでもいいけど、今何も考えてないかもわからないけど、その辺を答弁してください。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） それでは、まず第4条から答えさせていただきます。

自然的社会的条件に応じた環境の保全というようにすることで、これは自然や歴史的な成り立ち、それから地域の文化、人口とか、土地の利用の状況と、そういうようなものを含めたもので考えていこうということでございます。具体的には、まだありません。これからやっていきます。

それから第5条の2項で、施策に協力をするものとするというところで、しなかったら、いうところで、この条例の中には罰則も設けておりませんので、そういう協力をお願いするという形になろうかと思います。

それから、必要な措置を講ずることということでございますけど、ここらは公共的

な施設になりますので、市として、節水とか節電とか、そういうようなことも含めまして必要な措置としております。

それから第21条、環境産業の振興と、ここの事業者というのは、現在ではシルバー人材センター、それからシルバー人材センターにおけます剪定によります枝葉のチップ事業、それから竹炭工房大柿への支援というようなところでございます。

それから、第22条の環境の保全に関する学習及び教育というところで、市民生活部環境課の方としましては、一応自治会、PTA、そういう事業団体等の活動の助成というようなことを考えております。PR、懸賞とかもはあります。

以上です。

○議長（上田 正君） 片平議員。

○6番（片平 司君） これちょっと教育委員会に聞くんじゃないけど、関係ないんじゃないけど、この関連しているじゃろう思うよ。

海辺の生き物何とかやりよるじゃろう。あれとこっちがどういうふうな連携をしとるのか、そこをちょっと答えてもらいたい。

○議長（上田 正君） 重川教育次長。

○教育次長（重川忠道君） ただいま上程されております環境基本条例でございますが、環境基本法に基づいて策定されとると、この条例につきましては、江田島市の環境浄化に市民あげて努めるというようなことで、そのためには、いろいろどういうことをしたらいいかというような定められた条例だと私は解しております。

そうであれば、大柿自然環境学習交流館、体験学習交流館、さとうみ科学館でございますけれども、海辺の生き物を中心に、環境の学習をしていくということでございますので、市民の皆様方もそうした啓発とかそういう学習をしていくという、こういうところで、この条例との関連があると思います。

○議長（上田 正君） 片平議員。

○6番（片平 司君） ここにも書いてある生物多様性の問題、特に瀬戸内海は、多様な生き物がおるわけですから、そういう点で、市全体で取り組んでいってほしいと思っております。これやるといったら大変じゃと思いますけど、市民も、市も、よろしくをお願いします。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） 今、教育委員会の方への自然交流館の関係のかかわりというんですか、環境審議会のメンバーの中に館長さん入っていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 山本一也議員。

○15番（山本一也君） かなりこの基本条例、かなり細にいたつとるわけですが、片平議員と重複するんですが、各関係する各部、各課との連携のもとにこしらえられたものか、了解の中、それぞれの部が了解得ているのかどうか。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） この条例も含めまして、この基本計画というようなものを進めていく中で、全庁的に、それぞれの課の方から出ていただいて、一緒にたた

き台と検討しております。

以上です。

○議長（上田 正君） 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 16条の自然環境の保全ですが、具体的に古鷹山ビオトープ公園というのが古鷹山にあるんですが、これは環境保全の目的で整備されて、今回、法面の保護工事をしておるわけですが、この古鷹山ビオトープ公園には、ベニイトトンボという絶滅種の生息している地なんですが、この法面保護によって、まったく破壊されておるというんですか、状態になっておるんですが、この条例の2項にもあるように、生息地の保護等に必要な措置を講ずるというふうになっとるんですが、ここらはどのように考えられておるのかお尋ねします。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 古鷹山のビオトープにつきましては、今、法面が被災しました。昨年7月の豪雨ですね。その際に、まず復旧工事をしようとする、まず水があると工事ができない部分の工事がございまして、まず水位を下げるということをしました。そして、復旧工事をしますが、その復旧工事に当たりまして、できるだけ生物の生息空間の復元となるように、緑化できるような工法も選定しながら進めております。ですから、こういう土木工事につきましても、生態系の保全に留意しながら進めております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

山本議員に言いますが、条例案ですので、工事等の問題ではないので、そこらを含めて質問をお願いします。

山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 自然環境の保全ということで、ビオトープ公園について質問しておるものでございまして、この工事によって、この自然がどうかという質問でございまして、全く関連はないというように私は考えるわけですが、その中で、ビオトープ公園というのは、そのままに、自然のままにしとった方がいいとかいう、いろいろ議論があると思うんですよ。それで、そういう環境面において、他の環境協会、ビオトープ協会とか、そこらに協議をされて、やられるようにされるのがいいんじゃないかというように私は感じるんですが、そのようなことは考えられてやられたのかどうかお聞きします。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） そのビオトープの件につきまして、今後、基本計画をつくっていく上で、そういう提言もまた出てくると思いますので、考えていきたいと思っております。

○議長（上田 正君） 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） この何点か質問をさせていただきます。

まず今先ほど文言とか抽象的な言葉ということで質問が出たと思うんですが、第2条、4ページですね、環境への負荷という定義をされておりますけども、この環境基本

条例、こちらのものは、市民の権利を享受するにあたって責務もあるということで、この環境への負荷というものがどういうものかということ具体的には、これは教えていただきたいのと、というのが、結局 8 ページ、第 13 条にですね、規制の措置等々ありまして、この条例にそぐわないものに関しては、先ほど勧告なり指導なりにそういうことをするというのでございますので、具体的にどういったものがあるのか示していただきたいと思います。

それと、6 ページ、第 7 条ですけども、滞在者の役割ということで、第 5 条の市民の役割に準じて、準じるというふうに書かれております。おそらく、何らかの周知をされるかと思うんですが、例えば公共施設等々に、港であるとか、公民館といったものの所にポスターというですね、江田島市はこうやってますというふうなものをやられるのかどうかというところを教えていただきたいなと思います。

それとあと第 15 条ですね。第 15 条に、環境の保全に関する施設の整備等ということで規定されておりますが、この 4 月 1 日に施行されるということで、今上程されてますけども、23 年度にこの環境基本条例に、第 15 条に関連する何かその施策等を考えておるのか、それとも中長期的に、何かやらなければいけないことを、今リストアップされているのか、そこらへんのところを教えてください。

それとあとは 10 ページ、第 25 条、調査及び監視等ということで規定はされておりますが、具体的にはどういうふうに整備されていこうとしているのか、運用面教えていただければと思います。

以上です。

○議長（上田 正君） 川寄市民生活部長。

○市民生活部長（川寄純司君） まず、環境への負荷というところはですね、第 2 条の 1 項のところですが、ここちょっと飛ばさせていただきます。後ほど。

第 7 条のところで、観光旅行等での滞在者に対します役割というようなところはですね、まだ、現在はまだ、そういうふうな、啓発とかはまだしておりませんが、市の宿泊施設とか、それから自衛隊等の観光施設、それとか、それぞれの主要な道への標柱とかいうようなものを考えていきたいなと思います。

それから、第 15 条で、ここは市の公共施設の関係、先ほどもちょっと答えさしていただいたんですけども、市の施設の維持管理というようなところ、今のところですね、そういうことを考えております。

それから、第 25 条の調査及び監視ということ、監視につきましては、樹木やその緑地、それから、水質等を、自然環境の調査とか、それから、市民への、この間行いました懇談会、それとかアンケート調査等を考えております。

先ほどの、環境への負荷ですね、すいません。第 2 条の 1 番上のところに、環境への負荷というようなことで、ここに書いてあるんですけど、環境の保全上の支障の原因というようなところで、これは何らかの措置を講じないと、いろいろそういう支障が出てくるというようなことで、それに対します措置ということで、具体的には、これというような、まだしておりません。

以上です。

○議長（上田 正君） 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 今の環境への負荷の件なんですけども、やはりこれ市民に守っていただかなければいけないもののことでしょうから、これはもちろん、この条例が制定された後広報で周知、市民の方々に広報ということになると思うんですが、例えばそのやはりこういったものが、これを気をつけましょうとかですね、そういったキャンペーンみたいなものをやっぱりやるべきじゃないか。もちろん今これができなくとも、日ごろやってらっしゃる市民の方いらっしゃると思うんですが、江田島市もせっかくですね、この今の前文に、江田島、能美島とその周辺に点在する島々で構成されて、この美しい環境というのがありますので、また海生交流都市江田島ということで、どんどん島外からの観光客をこれから誘致していくという中で、江田島市は環境をすごく大切にすることを頑張っています、というものの根本の条例だと思いますので、これをできたからそのままにするってわけじゃなくて、さらにその市民の皆様方に、環境保全に対する意識を高めていただくというふうにやっていただけるという要望で私の質問は終わります。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

大石議員。

○5番（大石秀昭君） 説明の中に、市は環境の促進とか、そういう生物の勉強のためにいろいろ作るということを書いておられるんですが、先日の子ども議会のときに、教育長は金がないから何もできませんと答弁されとるんですが、片方では金がない言いながら、片方でこういうことをしますというちぐはぐな答弁をしておるんですが、そこらあたりどうなんでしょうか。

○議長（上田 正君） 万治教育長。

○教育長（万治 功君） 莫大のお金がかかると言ったのは、水族館をつくったらどうかという質問に対してでございますね。

環境のことじゃございませんで、間違いないようにお願いしたいと思います。

○議長（上田 正君） 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 水族館の整備とか、そういうものをやるのも教育のためにやられることなんで、何もこれを整備するためにやれというんでなし、これをやるために金がどのぐらいかかる予定にされとるんか、水族館をつくるのにどのぐらい金がかかるのか、そこらあたりを計算されて物事いうとるんですか。

○議長（上田 正君） 大石議員さん、今の条例案ですので、議題にそって質問をお願いしたい。

休憩します。

（休憩 11時34分）

（再開 11時34分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて再開します。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これから、議案第１６号「江田島市環境基本条例案について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第７ 議案第１７号～日程第８ 議案第１８号

○議長（上田 正君） 日程第７、議案第１７号「江田島市漁港管理条例案について」及び、日程第８、議案第１８号「江田島市漁港区域内占用料等徴収条例案について」の２議案を一括議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま一括上程されました議案第１７号、議案第１８号につきまして、提案理由の説明をいたします。

最初に、議案第１７号「江田島市漁港管理条例案について」でございます。

平成２３年４月１日から、新たに美能漁港、畑漁港、深江漁港及び柿浦漁港の管理者となることに伴いまして、条例を制定する必要がありますので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案書２１ページ、議案第１８号「江田島市漁港区域内占用料等徴収条例案について」でございます。

平成２３年４月１日から、美能漁港、畑漁港、深江漁港及び柿浦漁港の管理者となることに伴いまして、漁港漁場整備法第３９条の５の規定に基づき、本市の漁港区域内における占用料等の徴収条例を制定する必要がありますので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 議案第１７号、江田島市漁港管理条例案について説明します。

１２ページをお開きください。

広島県からの権限委譲により、県管理漁港が市管理漁港になることに伴い、漁港施設使用等の手続を円滑に行うため、県条例に基づき、新たに条例を制定するものです。

第1条では、趣旨として、漁港の維持管理について、漁港漁場整備法その他法令によるほか、本条例により行うこととしております。

第2条では、漁港施設の維持及び運営を計画的に実施するとし、管理漁港施設以外の漁港施設の所有者または占有者に対し、維持及び運営に関する資料の提出及び必要事項の勧告ができることとしています。

第3条から第7条までは漁港の保全や港内の秩序維持、危険物等の制限、あるいは放置物件等の撤去命令、係留施設における禁止行為等、漁港施設の適正な利用を規定しています。

第8条では陸揚げ輸送等の区域における利用調整を規定しており、市長が漁港区域の一部を陸揚げし、輸送及び出漁準備区域に指定することができ、利用の場所及び時間等について指示することができることとしております。

第9条では、管理漁港施設の利用の届け出を規定しております。

第10条では、占用の許可について定義しております。

第11条では、使用の許可等について定めており、許可の有効期限を1年以内としております。

第12条では、権利譲渡の権限等を定めております。

第13条では、公益を害する行為等許可しない条件を規定しております。

第14条では、使用料の納付等について定めており、使用料については別表で示し、前納原則とし、特別な理由によっては分納及び減免ができることとしています。

第15条では、許可の取り消し等について定めています。

第16条では、公益上の必要な措置を定めています。

第17条で委任を、第18条で過料を規定しております。

附則としまして、この条例は平成23年4月1日から施行し、第2項では、江田島市世上漁港条例を廃止することとしております。

これは江田島市漁港管理条例制定により、世上漁港も新条例に含まれるためです。

第3項及び第4項では、経過措置として、県条例に基づく行為を本条例の行為とみなすとしております。

続きまして、議案第18号、江田島市漁港区域内占用料等徴収条例について説明します。

21ページをお開きください。

今、御説明しました江田島市漁港管理条例案と同じく、広島県からの権限委譲に基づき、漁港区域内の占用料等の徴収について規定しております。

第1条では、趣旨として漁港漁場整備法第39条の5第1項の規定による土砂採取料または占用料徴収について定めるとしております。

第2条では、占用料の徴収は、漁港区域内水域等の占用許可を受けた者から徴収するとしています。

第3条では、占用料の額を規定しており、詳細は別表のとおりです。

第4条は、占用料の額の計算方法、第5条は徴収方法を、第6条では減免について、それぞれ規定しております。

また、第7条及び第8条では、占用料等の返還及び過怠金について規定をしております。

附則として、本条例は平成23年4月1日から施行することとしております。

経過措置として、既に許可を受けているもので、施行日以後の占用料等も賦課については、本条例の定めるところによることとしております。

暫定措置として、漁港に関する免許または許可を受けているものについては、当分の間、占用料の徴収をしないものとしております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いします。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本2案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本一也議員。

○15番（山本一也君） この条例案についてですが、さっきの環境のところと一緒に、要は占用料を取るということなんですが、今、漁業者を取り巻く自然環境というものも含めた形で考えられたのか。

何条だったのか、要は港湾整備をするということなんですが、今、各漁港の栈橋に、生きた魚を獲って帰って来ても、魚が生かしづらい状況にあるのを、今後どのように、この条例の中で取組んでいくのか、あれば、聞きたいと思います。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） まずもって、今現在許可を受けるものについては、継続したままでですね、移行するつもりでおります。

今後のことにつきましては、そのものの、ポンツーンとかいろんな浮栈橋等の現状見ながら、順次、そういう環境面の方で必要があれば検討していきたいと思っております。

○議長（上田 正君） 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 簡単にいいよるけど、先に市民生活部の方に、各部と連携のもとにこの環境条例をこしらえたのかということが、そのことなんですよ。

本当に早く環境整備、環境状況、自然の環境状況を市の方で把握してください。

これ私は、権限移譲するとき、もらうときには、私は何考えとるんだろうかという思いをしとったんです。

部長は、おたくが言われた、これから取り組みますということは、しっかりと胸におさめとってください。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

初めに、議案第 17 号「江田島市漁港管理条例案について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号「江田島市漁港区域内占用料等徴収条例案について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 19 号

○議長（上田 正君） 日程第 9、議案第 19 号「江田島市海岸保全区域内占用料徴収条例案について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 19 号「江田島市海岸保全区域内占用料徴収条例案について」でございます。

平成 23 年 4 月 1 日から大柿港の港湾管理者及び美能、畑、深江及び柿浦の 4 漁港の漁港管理者となることに伴いまして、海岸法第 11 条の規定に基づき、本市における海岸保全区域内の占用料の徴収条例を制定する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 議案第 19 号について説明いたします。

沿岸部には、海洋法に基づきまして、高潮や波浪から海岸を守るべく、海岸保全区域が指定されております。

当該区域においては、占用許可が必要で、占用料を徴収することができるとされております。

これまで市が管理する港湾や漁港では、規模の違いもございまして、占用料等の徴収に係る条例を定めておりませんでした。現時点で県において許可案件があり、整合

を図り、このたび新たに制定するものでございます。

次ページ28ページをお開きください。

条例案でございます。

第1条で、海岸法に基づく占用料の徴収に関する条例である趣旨説明を行いまして、第2条で、占用の許可を受けたものから占用料を徴収することを規定し、第3条、第4条で占用料の額と計算方法の詳細について規定しております。

次ページをお願いします。

第5条で、占用料の徴収方法について、1項で徴収時期や全額徴収であること、2項で変更がある場合の処理の規定をしております。

第6条で、国等の公共団体の占用等の減免規定を、第7条で、占用料の返還は原則行わないこと。

次ページで、附則としまして、施行期日を平成23年4月1日、さらに事務の円滑な引継ぎをはかりまして、許可案件について市許可とみなす経過措置を設けております。

次ページ31ページをお願いします。

最後に、別表で占用料について県条例に準じて別表のとおり定めております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いします。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

大石議員。

○5番（大石秀昭君） この条例をみれば、江田島4漁港の事について書いて、非常にいいことを書いておるんですが、江田島に住んでいるものは、この4漁港に限らず、ほかの漁港も利用しておると思うんですが、ほかの漁港についての意見、そういう条例についてどのようにされていこうとしておるのか。今日難しければ後日でも結構ですから教えてください。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） このたび4漁港が加わりまして、世上漁港を含めて、市内の漁港はすべてが市管理になります。

港湾については、まだ、三高港とか中田港、こういったものは引き続き県が管理します。大柿港のみ1港が、市管理となるものでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

沖元議員。

○7番（沖元大洋君） 今の部長の説明だと大柿漁港だけがこのたび指定にはいったということですが、今までは県の管理下で、維持管理は県が適切にその都度その都度やってきておられたんですが、一つ伺います。

柿浦に大きな一文字の築港がありますよね防波堤、これもう築50年過ぎとるんですよ。もう調べて維持管理を譲渡されたのかどうかしらませんが、これもう建設部

長やとられるぐらいだから、コンクリートの対価年数おそらくご存じだろうと思う。これは今後これを見ますと、お金くれ、お金取るぞとばかりだけれども、こういう維持管理を速やかに見直して、対処をどのようにしていくのかちょっとお答えください。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） まず港湾と漁港、部署が違うにはあるんですけども、まず引継ぎを受ける前に、まず県のほうでそれぞれの施設の健全度、例えば、コンクリートがひび割れでもう使い物にならないとか、そういったようなですね、健全度を事前にチェックしてもらってます。そしてチェックしてもらって、その危険度に応じて、緊急に修繕が必要なものについては修繕を県にやってもらってます。そのほかもちろんまだ経過観察、当然まだたちまちは問題ないけれども、将来的には支障が出てくると、そういったものももちろんございます。そういったものについては、市が経過観察しながら、適宜、修繕していかなければなりません。その財源につきましても、今、県から３年間でコンサル移管支援交付金とかですね、当然、それを施設を管理するために地方交付税もある程度、収入が、入りますので、そういった中で取り組んでいくと、ことになります。

以上です。

○議長（上田 正君） 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） これが、県から市に移譲される前に、細かい各部署、護岸、整備、修理、やってきましたよね、ずっと大君からずっと。でもこの大柿港に入る船道、こちらで引島いうんじやが、引島から柿浦のトビ川のほうをとおして大君までに入っとらんわけよね、この今私が言った築工は、だから、部長今調査して、指示書がきて、精査するというふうに言われましたけども、おおよそあれは大潮の干潮になったときに、わたしは何枚も写真撮っておりますけども、おおよそ災害に耐えられるような状況下にある物件ではないんですよ。そこいらへんを一回よく視察調査して、また答えが出ましたらお知らせください。おおよそ、もう５０年たっておると思うんです。昭和３０年ぐらいから着工しとるはずなんよ。ということで。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第１９号「江田島市海岸保全区域内占用料徴収条例案について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。

１３時まで休憩といたします。

(休憩 １１時５５分)

(再開 １３時００分)

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開します。

日程第１０ 議案第２０号～日程第１１ 議案第２１号

○議長（上田 正君） 日程第１０、議案第２０号「江田島市漁港施設維持管理基金条例案について」及び、日程第１１、議案第２１号「江田島市港湾施設維持管理基金条例案について」の２議案を一括議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま一括上程されました議案第２０号、議案第２１号につきまして、提案理由の説明をいたします。

最初に、議案第２０号「江田島市漁港施設維持管理基金条例案について」でございます。

平成２３年４月１日に、美能漁港、畑漁港、深江漁港及び柿浦漁港の管理が県から移管されることに伴いまして、今後必要となる維持修繕費の財源とするために、施設維持管理基金を設置する必要がありますので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案書３５ページ、議案第２１号「江田島市港湾施設維持管理基金条例案について」でございます。

平成２３年４月１日に大柿港の管理が、県から移管されることに伴いまして、今後必要となる維持修繕費の財源とするために、施設維持管理基金を設置する必要がありますので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第２０号及び議案第２１号について説明いたします。

本２条例案は、本年４月１日に美能、畑、深江、柿浦の４漁港施設と、大柿港港湾施設の管理が県から移管されることに伴いまして、今後必要となる維持修繕費の財源とするために、港湾、漁港それぞれの施設に維持管理基金を設置するためのものです。

議案書３３ページをお願いいたします。

まず、江田島市漁港施設維持管理基金条例は、第１条 設置目的として、移管される４漁港の施設の修繕及び維持補修に要する財源に充てるため、基金を設置するものでございます。

第2条 基金の額は一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

第3条 基金の管理は、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第4条 運用益金の処理につきまして、運用収益は、予算計上し、この基金に編入するものとしております。

第5条 処分として、設置目的に沿った財源に充てる場合に限り、基金を処分することができるとしております。

第6条 繰替運用として、市長は、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができるとしております。

第7条 相殺のための取崩しといたしまして、市長は、基金を預金等として金融機関等に預け入れし、または信託している場合に、当該金融機関等にかかる保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができるとしております。

議案書34ページをお願いします。

第8条 市長への委任規定を定めています。

次に、議案書36、37ページの江田島市港湾施設維持管理基金条例についても、先ほど申し上げました漁港の基金設置条例と同じように、基金設置目的が同趣旨のため、漁港の文言を港湾に読みかえたのみの条文内容となっております。

附則といたしまして、2条例とも、この条例は平成23年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから本2案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

山木議員。

○17番（山木信勝君） 漁港と港湾の基金条例であります。災害等がありましたら、何億という事業費がいるわけですがね。この基金にどのぐらい積み立てしよう思うとるんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 基金につきましては、県から市に移管に伴いまして、まず財源の移管の中身が三つあるんですけども、一つは、移管支援交付金という3年というか、年を限って港湾分でいきますと約300万、漁港分でいきますと1,100万、これが3年間続きます。今言いました移管支援交付金を基金に積み立てるものがございます。

それからその他の種類としまして、海岸施設を管理するための地方交付税が県から移管されます。

それと港湾漁港の防波堤とか、物揚げ場とかいった港湾漁港施設を管理するための交付税も入ってまいりますけども、今言いました交付税関係につきましては、基金に積み立てず一般会計の方に入れるというものでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） 港湾のほうはわずか300万、それで漁港が1,100万ぐらい、毎年3年間で、そのだけじゃ足らんのではないですか。今までも何億いうて工事代がいったん入りますよ。ほいで、地方交付税の措置額も全然入れないということでしょう。これだけじゃ足らんと思いますが、どう思われますか。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 災害と維持修繕はまず切り離して考えていただきたいんですけども、自然災害による場合については、国庫負担の災害復旧事業というのがございます。この災害の国庫負担による災害復旧事業というのは、国の手厚い負担がございます。例えば1,000万でいきますとその5%、50万ですか、1,000万でいくと50万ぐらいの持ち出しとかいうのは出てまいりますけども、そういうふうにならぬのは一つの例としまして、災害復旧事業については、国の手厚い支援があると、修繕については、基本的に今、管理者が負担していくものでございまして、今、移管支援交付金については約300万港湾、漁港について1,100万という話をしましたけれども、そのほかにも先ほど地方交付税関係で、ある一定額が入ってまいります。

維持修繕というのは、いつ、計画的にやればもちろんよろしいんですけども、なかなか難しいものございまして、突発的なものについては、これ移管支援交付金を積み立ててそれを財源にして、適切に管理していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） それでは、この財源で間に合うということですね。そのはつきり言うってください。間に合います言うて。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） ここでその名言は控えさせていただきたいと思えます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

沖元議員。

○7番（沖元大洋君） わかっておられる方はほとんどじゃろうと思うんじやが、中にはわからん人もおるじゃろうと思いますんで、港湾と漁港、どのように職種で違うのか。

それとこの前々回の全員協のときに、柿浦港が県から移譲して、こう赤線で示されて、その以前に、去年の暮れまでに維持修繕をなされてきて、なぜこの期に及んで大柿港が編入されたのか、その経緯を。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 港湾というのは、基本的に人や物を運ぶための海陸の結節点でございまして、例えば中田港とかは航路がございます。

人を運ぶもの、車を運ぶものというところで、基本的に港湾。

漁港というのは、水産の振興のために、水産物の陸揚げとか、水産物の陸揚げしたその船の係船、そういった目的で指定されるものでありまして、ただし、港湾の中には、

漁港と同じような形態の港もございます。

これについては、その当時の指定のときの考え方によるものでございまして、そのところの詳しいところについては、ちょっとここで説明はできませんけれども、もう一つ、このたびの権限委譲の対象港湾の選定の過程ですけれども、まずは広域的な港湾については、引き続き県管理、といいますのは、例えば航路のある広島宇品／中田間とか、こういう広域的な利用者が見込める港湾については、引き続き県が管理する。

利用者が江田島市に限られる大柿港については、市管理としていこうというような考え方で、このたび対象港湾が決まっています。

以上です。

○議長（上田 正君） 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） 今の説明で、皆さんも、おおよそ港湾と漁港の区別は認識されたと思うんですが、この中で、11漁港、江田島市の中に、大原漁港というのは、これは港湾におそらく指定されとるんじゃないか思うんですよ。

なぜあんだけ漁師がおって、物の荷揚げして、人を運搬しない港が、港湾に指定されて、漁師ばかりですよあの大古いうところは。そこをちょっと説明してください。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 大原漁港のするところは、鹿川港という港湾なんですけども、鹿川港の中には、今おっしゃったような水産物の陸揚げする施設もございまして、もう一つが、石油ターミナルございます。ああいう石油ターミナル、そういう物資を運ぶような港は、先ほどいいました人や物、人流物流、こういったものは港湾。もちろん先ほどいいましたように、そういった大きな港湾区域、水面の中には水産物を陸揚げする役割の施設のものもある。どちらにするかというようなところについては、過去の経緯については、なかなか難しい、ちょっと説明しにくいところがございますけども、一般的にはそういったくくりになっています。

以上です。

○議長（上田 正君） 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） よくわかりましたけども、そこらの取り扱いのちぐはぐがないように、漁民とか住民の方が間違わない、ふみ間違えない使用方法に、十分管理監督して、これを施行していただきたいと、そういうことです。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論は終わります。

これから、採決を行います。

初めに、議案第２０号「江田島市漁港施設維持管理基金条例案について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２１号「江田島市港湾施設維持管理基金条例案について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１２ 議案第２２号

○議長（上田 正君） 日程第１２、議案第２２号「江田島市港湾施設等設置及び管理条例等の一部を改正する条例案について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第２２号「江田島市港湾施設等設置及び管理条例等の一部を改正する条例案について」でございます。

平成２３年４月１日から大柿港の港湾管理者となることに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 議案第２２号について説明いたします。

このたびの改正は、地方港湾大柿港について、県から市管理となることに伴い、三つの港湾関係の現行条例を改正するものでございます。

次ページ３９、４０ページに条例改正案、４１ページに新旧対照表を添付しております。

４１ページの新旧対照表で説明をします。

右側が現行ですが、まず一つ目の改正条例は、江田島市港湾施設等設置及び管理条例でございます。

これは、栈橋や用地等の港湾施設の使用等に係る条例でございます。

県から市の管理となることに伴いまして、港湾施設の使用等の手続を円滑に行うため、県条例に基づく許可等の行為を本条例の行為とみなす経過措置を附則に規定します。

次に中ほどの、江田島市港湾区域内占用料等徴収条例でございますけれども、この条例は、港湾区域水域の占用料、具体的には栈橋による水面占用に係る条例でございますけれども、この条例についても同様に、経過措置を附則に規定し、手続を円滑に進めます。

次ページ４２ページをお願いします。

三つ目、江田島市が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の改正でございますけれども、この条例は、港湾区域水域に隣接する陸域について、港湾活動に支障とならないよう構築物の規制をかける条例でございます。

次ページ４３ページをごらんください。

大柿港の陸域の規制や種類を示す分区指定計画図でございますけれども、これにつきましては、たいへん申しわけありません。非常に見づらくなっておりますので、机の上に事前にお配りしましたペーパー、１枚ものでございますけれども、これをごらんください。太い枠で囲った区域は大君みなと公園等の緑地でございますけれども、この緑地につきまして、修景厚生港区として指定されております。県の方で、太い枠で囲っているものについては、区域については、緑地なんですけれども、修景厚生港区としてされています。

修景厚生港区とは、港湾法におきまして、景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生の増進を図ることを目的とする区域とされておりまして、この目的を阻害する建築物の建設等の規制を条例で定めることを港湾法で規定されています。

県から市管理となることに伴いまして、今言いました分区をそのまま引き継ぐこととしますが、これに伴いまして、条例改正が必要となります。

といいますのは、これまでの市管理港湾では、こうした修景厚生港区の指定はございませんでした。

前ページ戻っていただきまして、右が現行の第２条のとおり、これまでの市管理港湾では、旅客等を取扱う商港区と水産物を取扱う漁港区の指定はございましたが、先ほど申しあげましたように修景厚生港区の指定はございませんでした。

このため、左の改正案のとおり修景厚生港区を新たに位置づけて、別表において禁止する構築物を県の条例に準じて定めようとしているものでございます。

また、第７条において、条例の施行に当たり必要となる事項について、県と同様に、規則を定めることにより対応することとして、条文を改正いたします。

２ページに戻っていただきまして、４０ページでございますけれども、附則として、この条例は２３年４月１日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第２２号「江田島市港湾施設等設置及び管理条例等の一部を改正する条例案について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１３ 議案第２３号

○議長（上田 正君） 日程第１３、議案第２３号「江田島市特別会計条例の一部を改正する条例案について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第２３号「江田島市特別会計条例の一部を改正する条例案について」でございます。

公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の統合並びに漁港管理特別会計及び老人保健特別会計の廃止に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第２３号について説明いたします。

議案書４５ページに条例改正案、４６ページに新旧対照表をお示ししております。

新旧対照表の方で説明させていただきます。

現行の江田島市公共下水道事業特別会計及び江田島市農業集落排水事業特別会計の統合並びに江田島市漁港管理特別会計及び江田島市老人保健特別会計の廃止に伴いまして、第１条及び第４条中の４つの特別会計名の条項をそれぞれ削除しております。

議案書４５ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は平成２３年４月１日から施行するとしております。

また、経過措置といたしまして、改正前の漁港管理特別会計にかかる平成２２年度の出納整理及び決算事務は、なお従前の例による。

また、４特別会計の廃止の際のそれぞれの会計に属する剰余金、債権、債務、財産は、漁港管理及び老人保健特別会計は一般会計に、公共下水道事業及び農業集落排水事

業特別会計は、下水道事業会計に帰属するものとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第２３号「江田島市特別会計条例の一部を改正する条例案について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１４ 議案第２４号

○議長（上田 正君） 日程第１４、議案第２４号「江田島市公共下水道事業（能美地区）の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第２４号「江田島市公共下水道事業（能美地区）の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

平成２３年度から江田島市公共下水道事業、江田島市特定環境保全公共下水道事業及び江田島市農業集落排水事業について、地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 議案第２４号について説明いたします。

このたびの改正は、下水道事業の経営の透明化を図り、来年度から地方公営企業法の財務規定の適用、具体的には特別会計で処理してまいりました下水道事業を一般会計から切り離して、すべて企業会計方式で処理するということに伴う改正でございます。

改正に当たりましては、既に企業会計を適用していた能美地区の下水道事業にかかる条例を改正することにより対応いたします。

次ページに条例改正案、49ページに新旧対照表を添付しております。

49ページの新旧対照表で説明いたします。

右側が現行でございますが、条例名において、公共下水道事業の能美地区に限ってありましたが、この限定を外し、広く下水道事業とし、第1条においても同様の理由で改正します。

第4条1項では、下水道整備の事業手法が3種類ございますが、これを明記し、2項以下に、それぞれの事業別の処理区を規定しております。

次に、第7条は、より適切な言い回しにすべく、出納を収納に改正します。

前ページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

山木議員。

○17番（山木信勝君） 企業会計への移行、移行への効果でありますかね、前にも説明していただいとるんですがね、経営状況を明確化することが可能になるとか、使用料改定の必要性等について具体的に説明することができるとかね、これは特別会計でも十分できますよ。いくら維持費がいつて、どのぐらい使用料が入とる、十分できるわけですからね、特別会計でできます。それから、消費税の減額還付、これも減額還付やっておりますよ特別会計でも。会計処理の統一、事務の効率化が図れる、いっしょになれば効率化を図れる、ここはわかりますかね。あとのことはもう特別会計でもできるんじゃないかと思うんですが、企業会計移行効果、メリットですね、これもう一度伺いいたします。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） たしかにおっしゃるように、三つの会計でもわからないことはないんですけども、三つを一つにすることによって、一目瞭然となるというような効果もございます。

それと、あと、企業会計方式は下水道事業の本来の経営ということになると、使用料取って、汚水処理をするという事業が、本来の下水道事業でございますけども、それプラス今まだ整備の途上でございますので、整備と今言いました本来の使用料取っての汚水処理という、大きく2つの事業ございまして、この2つの事業を企業会計では、それぞれに分離して会計処理しますので、より明確になるというものでございます。

消費税につきましては、特別会計でまいりますと、一般会計から特別会計に繰り入れてもらうお金については、消費税において、企業会計にすると減価償却とかいうような形で、繰入金について、消費税の対象にならないという部分が出てまいります。そういった企業会計にすることによって、消費税の部分が若干有利になる可能性があるとい

うものでございます。

○議長（上田 正君） 片平議員。

○6番（片平 司君） 単純な疑問なんだけどね、今まで能美は能美だけ、過去分かれて会計をもとったんじゃないですか、これ一つになったら、がらがらぼんになって、皆ぐちゃぐちゃになってから、ここは赤字なんかここは黒字なんかが、そのためにやりよるのかなあと思うたら、そりゃまあへんに疑って、みな赤字じゃけえ、赤字をなるべくわからんようにわからんようにするためにこう一つにした方がまだええわい思うてやったのかなあと思うがどうなんですか。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 一つにまとめた表をつくるというメリットもございますけども、先ほども下水道整備の事業手法については、3種類あるというふうに説明しました。農業集落排水処理施設事業とか、特定環境とか、公共下水道とかありましてですね。いずれにしても会計は、その事業種ごとにまずやって、それを合計したもので一覧をつくるという形ですので、細部もちろんわかるようにはしております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第24号「江田島市公共下水道事業（能美地区）の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第25号

○議長（上田 正君） 日程第15、議案第25号「江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第25号「江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」でございます。

平成24年4月1日で、江田島幼稚園を閉園することに伴いまして、現行条例の一

部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 重川教育次長。

○教育次長（重川忠道君） ただいま議題となっております議案第25号、江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案についての内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、平成24年4月1日、江田島幼稚園の閉園に伴い、関係条例文中、幼稚園の字句を削ること及び関係条例を廃止すること並びに経過措置を規定することでございます。

江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案以外の条例については、附則で改正するようにしております。

53ページをお開きください。

江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案等の条例案新旧対照表でご説明申し上げます。

右が現行で左が改正案になっております。

改正部分を抜粋し、また下線部について改正いたしております。

江田島市立学校設置条例の一部改正においては、第1条中、コンマ中学校及び幼稚園を、及び中学校に改めるものでございます。

幼稚園の名称及び位置を規定した第4条及び別表第3条を削ることでございます。

次に、江田島市立幼稚園保育料徴収条例の施行期日前までになされた処分、手続きその他の行為は、効力を有するという、経過措置の部分を、附則において、設定しております。江田島市立幼稚園保育料徴収条例は廃止する規定でございます。

次に、江田島市職員定数条例の一部改正の規定では、職員の定数を規定した第2条第8号中、53人を49人に改め、同号中エの江田島幼稚園の職員4人を削り、オをエとし、カをオとする規定でございます。

次に、54ページをお開きください。

江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

別表第2条関係中、保育園・幼稚園嘱託医を保育園嘱託医に、また、保育園・幼稚園歯科医を保育園歯科医に、学校・幼稚園薬剤師を学校薬剤師に改めるものでございます。

次に、江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部改正でございます。

江田島市学校給食共同調理場運営委員会委員についての規定の改正でございます。

第5条第1項第4号中、市立幼稚園長・保育園長を保育園長に、同項第6号中、市立幼稚園・保育園保護者代表を保育園保護者代表に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議をお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものです。

失礼いたしました。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 今回のこの幼稚園の廃園に伴う条例ということなんですけども、前回の1月全員協議会で、この問題の説明報告いただいております、おおむね、今の幼稚園に通っていらっしゃる家庭が97%ですかね、自衛隊関係の方ということと、あと事前に2回ほど説明をされて、今の保育園が、いってみれば都市部でいけば待機児童という問題があって、江田島ではもうほぼ全入保育園で全入できるという説明をいただいております、一応保護者とかその予定者、予定をしようとしていた方々にも十分説明はされているのかと思うんですけども、1件だけですね、幼稚園の場合は授業料という形になると思うんですが、一方保育料というのは、その前年度の収入に応じて、保育料が出てくると思うんですね。今、実際その自衛隊関係の方々の保護者、予定されていた、保護者になろうと仮定していた方々に、そういった月々の費用はね、これだけ差額ができますよというところまで、しっかり十分説明されたのかどうか、この点教えてください。

○議長（上田 正君） 重川教育次長。

○教育次長（重川忠道君） 幼稚園から保育園に変わられる場合は、保育園については、収入によってありますと、それですから、幼稚園の費用よりは高くなりますと説明はしております。

○議長（上田 正君） 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 高くなるというのは説明されているということなんですけど、実際に、例えばこの金額でいくと今まで幼稚園であれば保育料が月9,000円のところが、実際保育園に移行したとき、変わったときに、月額が大体年収これだけの方はこれだけですよというような基準を示すような資料とか、というもので説明はされているんでしょうか、その点教えてください。

○議長（上田 正君） 重川教育次長。

○教育次長（重川忠道君） 平均、ちょっと数字は覚えてないんですが、多分300万か何ぼで説明したと思います。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） この幼稚園は閉園、24年の4月からということですが、この閉園した施設の利用計画を、後の利用計画があれば、お尋ねしたいのですが。

○議長（上田 正君） 重川教育次長。

○教育次長（重川忠道君） ご承知のように、幼稚園は盆・正月については地域の方の駐車場として開放しております。そういった点からですね、現在、何をするかといえ、まだ考えておりません。ただ全市的に考えていかなくはいけないというふうには思っております。

○議長（上田 正君） 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） この江田島市の近郊で、広島とか呉、待機児童がたくさんおられます。そういった方を、定住化という意味で、こちらの江田島の方に来ていただいて、例えば、安く半値で児童を預かるとかいうような施策もこれから考えてもいいんじゃないかというふうな、私自身も考えたりするんですが、ここらあたりは一応提言ということで、跡地利用を有効に使っていただきたいと言うことでございます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号「江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16号 議案第26号

○議長（上田 正君） 日程第16号、議案第26号「江田島市農業振興関係施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第26号「江田島市農業振興関係施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

平成23年度から消防屯所と併設している施設のうち、集会所部分を農業振興関係施設として管理することに伴いまして、現行条例等の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 議案第26号、江田島市農業振興関係施設設置及び管理条例の一部改正案についてご説明します。

５６ページに条例改正案を、５７ページに新旧対照表を添付しております。

５７ページの新旧対照表をごらんください。

今回の一部改正は平成２３年度から消防屯所と併設しております集会所部分について、設置当初の用途であります農業振興施設として管理することに伴い、一部改正を行うものであります。

第２条表中、江田島市農村改善センターの前に、江南農業集会所を加え、別表江田島市農村改善センターの項の前に江南農業集会所研修室を加え、１時間につき６００円とするものであります。

附則としまして、本条例は平成２３年４月１日から施行することにしております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

山木議員。

○１７番（山木信勝君） 江南ふれあいセンターを建設するときに、江南農業集会所では、集会所が同じところにあつたらいけないので、消防施設として、変更した経緯があります。そうした点で、この今、江南ふれあいセンターは民生安定事業で防衛からの補助金もらっておりますよね。これ監査にひっかからないですか。もう補助金を返してくれとか、変えるわけでしょう江南農業集会所に、ちょっとおかしいと思いますが。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） まず、ふれあいセンターができてから相当の期間がたっておりますので、一応、元の用途に戻しておるということです。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

胡子議員。

○９番（胡子雅信君） こちらの農業振興関係施設及び管理条例の一部の改正ということで、こちらの第３条にですね、職員の規定がございまして、施設に所長その他の必要な職員を置くことができるというふうに条文規定されております。

今回、この屯所の併設しているものを農業振興関係施設として改正するわけなんです、ここに今この３条に書いてある、必要な職員がいるのであれば、どういうんですか、職員を配置するのか、もしくは管理はどちら、もちろんその使用料とか徴収するような形になるでしょう研修室がありますんで、どなたかがその施設の管理をしていかなくちゃいけないと思うんですが、職員を置かれるのか、もしくは、置かないのであれば、どこで管理をされるのか、そこをちょっと教えてください。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 管理は、基本的には直営ですけども、今現在、江南の自治会の方が入っておられますので、そこら辺も協議しながら、やっていきたいと思っております。

○議長（上田 正君） 胡子議員。

○９番（胡子雅信君） 今その管理、もちろん職員さんは置かれないということで、

鍵の預かりとかそういったものは今後詰められるということだと思うんですが、施設の利用する申請場所とかですね、これは市の江田島支所がやられるのか、例えば江南ふれあいセンターもおそらく支所の方が使用料の徴収とか出納をやられていると思うんですけども、これも同じような形で今後行われるという理解でよろしいですか。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） これは直接なので、うちのほうでやると、使用許可についてはですね、やっていくということです。本庁の方でやると。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

大石議員。

○5番（大石秀昭君） 今の江南農業集会所だけが600円になっているのですが、ほかは徴収したり値上げしたりするようなことはありませんか。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 今は、江南の集会所だけをこの条例でやりますんで、他のところに影響することはありませんですが、ちょっと意味はどうなんでしょうか。ほかのところであげる必要はないかと。

○議長（上田 正君） 大石議員。

○5番（大石秀昭君） ほかに、ここに沖美町の就業改善センターとか、奥多目的集会所・高祖の多目的集会所というのが載っておるんですが、そういうところの料金は取らないのか、値上がりしたりすることはないのかということを聞いとるんです。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） ほかの施設については、従前のとおりに使用料を徴収するというようにしております。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第26号「江田島市農業振興関係施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第27号

○議長（上田 正君） 日程第17、議案第27号「江田島市国民宿舎能美海上ロッ

ジ設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君）　ただいま上程されました議案第２７号「江田島市国民宿舎能美海上ロッジ設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

国民宿舎能美海上ロッジの宿泊使用料の見直しに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田　正君）　瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君）　議案第２７号、江田島市国民宿舎能美海上ロッジ設置及び管理条例の一部改正について説明します。

５９ページに条例改正案を、６０ページに新旧対照表を添付しております。

６０ページの新旧対照表をごらんください。

今回の一部改正は、宿泊者のニーズの多様化及び近隣宿泊施設との乖離している部分等について見直しを行い、より充実した宿泊対応を図るために行うものです。

別表１の宿泊使用料の表中、朝食の欄を８４０円から１，０５０円に改正し、計の欄を７，０３５円から７，２４５円に改正し、幼児の項を２人以上１人につき小学生の２分の１（食事料は実費）を３歳以上は小学生の２分の１（食事料は実費）に改正し、ただし書きの部分において特別料金に新たにゴールデンウィーク（４月２８日から５月５日）の期間を加えるものです。

なお、附則として、本条例は平成２３年４月１日から施行することにしております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田　正君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

大石議員。

○５番（大石秀昭君）　この件については、先日の全員協議会のときに、市長さんをお願いしたんですが、料金を変える前に、今現在の建物をどうするんか教えてくださいと言ったんですが、その考え、教え等もまだこうとらんのんですが、どうされるのか、それを教えてください。

○議長（上田　正君）　大石議員さん、今の建替える案とこの料金の改定案とちょっと違うので、料金の改定について質問してくればいいんですが、大石議員。

○５番（大石秀昭君）　料金の改定をしても泊まれなければ困るんです。だから、それをどうするのかを聞いておるんです。

○議長（上田　正君）　瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君）　その点は料金を上げた分、サービスを充実するつもり

でおりますので、少しでも宿泊者のニーズを高める、あるいは満足度を高めるように努力したいと思っております。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 今こちらの料金改定の案でございます、前回の全協協議会の時には能美海上ロッジ以外の野呂高原ロッジであるとか、いろんな宿泊施設のもので、大人の料金の比較ちょっといただいて、なるほど朝食料金プラス百幾らでしたかね、840円から1,050円ということで、おおむね他の施設とかわりはないのかなあと、あとはゴールデンウィークの忙しい時期も追加料金というのも、他の施設と比べて同じようなレベルで問題ないのかなと思うんですが、ちょっと一つここです、今のその幼児のところちょっと私、ほかの施設のところの説明資料なかったの、今ちょっと教えてもらいたいんですけども、今回の幼児が3歳以上であれば、2分の1、小学生の2分の1ということですよ、ということは3,360円の半分だから1,680円、赤ちゃん2人でも0歳児とか、要は、失礼しました。3歳以上ですね。その部分で1,680円とかですね、3歳児・4歳児が1人ずついたとすれば、いわゆる小学生1人分ということなんですけども、これは、他の施設も同じような料金体系になっているのかなと、逆にこんなことによって、家族連れで来るときに割高感を覚えないのかなというふうにちょっとふと思ったんですけども、いかがでしょうか。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） この改正についても、よその近隣の仙酔島とか、いろんなところを見ながら、参考にして、この際、適正だとか、乖離のない部分でやらしていただいたということです。

○議長（上田 正君） 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） そうしましたら確認までに全員協議会でいただいたこの別紙は大人だけなんですけども、幼児の関係も、例えば今のおっしゃった仙酔島の施設も同じように、3歳以上の幼児の場合は小学生の2分の1というような、同じものじゃないと思うんですけども、同じような料金体系になっているという理解でよろしいですか。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

大石議員。

○5番（大石秀昭君） 国民休暇村に委託して、この海上ロッジの値段が安いから上げてほしいという要件じゃろうと思うんですが、やはりこのロッジと沖美町のサンビーチと、いろいろこうやって、今沖美のサンビーチは、土曜日・日曜日以外休んで営業してないんですよ。ここで売上げが上がらんから、ここでロッジの値段を上げてくれというのはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが、そこらあたりはどうなんですか。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 決して赤字になっているから上げるというものではなくてですね、いろいろ朝食の内容等について、他の休暇村等々の、対比しながら、あるいは近隣の野呂山高原ロッジとかの、そういう内容と合わせながら、料金を一応上げて、お客様のともかくも朝食をもっとよくするという気持ちでやっておりますもんで、能美海

上ロジの経営が赤字だからというわけではありません。

そこだけは御理解いただきたいと思います。

○議長（上田 正君） 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 赤字でなければ、今のままの営業を続けて、リピーターをたくさん呼んだ方がいいんじゃないですか。値段を上げればリピーターも来なくなる。ということになるよりは、値段をそのままにしてリピーターをふやし、利用者をふやして、利益を上げてきた方がいいんじゃないかと思うんですが、そこらあたりどうなんですか。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） そういう考えもあるでしょうけども、一応他の施設との朝食料金をみながら、あるいは内容をみながらですね、充実を図りたいという気持ちで、このたび改正さしていただくわけなので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第27号「江田島市国民宿舎能美海上ロジ設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。

2時15分まで休憩をします。

（休憩 14時03分）

（再開 14時16分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開します。

日程第18 議案第28号

○議長（上田 正君） 日程第18、議案第28号「江田島市消防屯所等使用料条例を廃止する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第28号「江田島市消防屯所等使用料条例を廃止する条例案について」でございます。

消防屯所について、消防団員以外のものの使用がないことに伴いまして、条例を廃止するので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消防長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 岡野消防長。

○消防長（岡野数正君） 議案第28号、江田島市消防屯所等使用条例を廃止する条例案について説明いたします。

この条例は、消防団員以外の方が消防屯所を使用する場合の使用料について規定していたものでございます。

市内には26の消防屯所があります。

その中で、江南消防屯所は集会所が併設されており、そのために地域の人が時々使用していたことなどから、この条例の適用対象となる建物となっておりました。

しかし先ほど、議案第26号でご審議いただきましたとおり、集会所部分を農業振興関係施設として管理することから、所管外となり、消防は屯所部分のみの管理となります。

このことによって、市内すべての消防屯所において団員以外の人的一般的な使用がなくなることから、この条例を残す必要がなくなり、廃止するものでございます。

62ページをごらんください。

附則としまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議のほどお願いします。

以上です。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第28号「江田島市消防屯所等使用料条例を廃止する条例案について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 29 号

○議長（上田 正君） 日程第 19、議案第 29 号「江田島市交流促進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 29 号「江田島市交流促進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

平成 23 年度から当該施設について指定管理者が管理を行うことのできる施設とするために、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 議案第 29 号、江田島市交流促進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案について説明します。

64、65 ページに条例改正を、66 ページに新旧対照表を添付しております。

66 ページの新旧対照表をごらんください。

今回の一部改正は、当該施設を平成 23 年度から指定管理者が管理を行う施設とするために一部改正を行うものであります。

第 6 条で管理人の設置を規定し、第 7 条で指定管理者による管理を規定し、以下 8 条として指定管理者が行う業務、第 9 条では指定管理者が行う管理の基準を、第 10 条では利用料金は指定管理者の収入として収受させることを、第 11 条で損害賠償を、第 12 条で施設の管理状況の検査及び指示について規定しております。

附則として、本条例は平成 23 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第 29 号「江田島市交流促進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 30 号

○議長（上田 正君） 日程第 20、議案第 30 号「公の施設の指定管理者の指定について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 30 号「公の施設の指定管理者の指定について」でございます。

江田島市自立支援型グループホームやすらぎほか 117 の公の施設について、社会福祉法人江田島市社会福祉協議会をはじめとする 16 の団体に、それぞれ平成 23 年度から 5 年間、指定管理者として指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第 30 号について説明いたします。

本議案は、本年 3 月末で、指定期間が満了する、申し訳ありません。

先ほど市長の口実の方が 117 と申し上げましたが、114 の誤りでした。

私の間違いです。申し訳ございません。

指定期間が満了する 114 の指定管理施設と新規 1 施設の、計 115 施設について、非公募の方法により、指定管理者を指定したいので、提案したいものでございます。

それでは、今回指定したい公の施設の名称、指定管理者、指定の期間についてご説明いたします。

68 ページをお開きください。

公の施設の名称 1 番、江田島市自立支援型グループホームやすらぎ、指定管理者は社会福祉法人江田島市社会福祉協議会、指定期間は平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

以下、73 ページまでの全施設の指定期間につきましては、同じ期間 5 年間ですので、これからの期間の説明は省かさせていただきます。

次の 2 番、江田島市シルバーワークプラザは、社団法人江田島市シルバー人材センター。3 番、入鹿海浜環境活用施設（水産交流施設）と 4 番、入鹿多目的公園（水産交流施設）につきましては、沖漁業協同組合。5 番は新規で、施設名が江田島市交流促進センター、指定管理者は余防生産振興組合。6 番、江田島市海辺の新鮮市場（地域産物展示販売施設）は、水産物等販売協議会。7 番、江田島市ふるさと交流館は、江田島市

観光協会。８番、長浜海浜施設（水産交流施設）は、大柿町漁業協同組合。９番、切串シーサイドハウス（水産交流施設）は、切串漁業協同組合。

次の６９ページをお開きください。

これからは水産業振興施設でございます。

１０の１番、９施設につきましては東江漁業協同組合。１０の２、４施設は切串漁業協同組合。１０の３、９施設は江田島漁業協同組合。次の７０ページをお願いします。１０の４、２６施設は鹿川漁業協同組合。次の７１ページをお願いします。１０の５、８施設は内能美漁業協同組合。１０の６、２０施設は三高漁業協同組合。次の７２ページをお願いいたします。１０の７、４施設は美能漁業協同組合。１０の８の２施設は沖漁業協同組合。１０の９の５施設は深江漁業協同組合。１０の１０の１０施設は大原漁業協同組合。１０の１１の９施設は大柿町漁業協同組合が、指定管理者をお願いするものでございます。

なお、７４ページから１１７ページに、指定管理者の選定資料といたしまして、ただいま説明いたしました１１５施設ごとの公の施設の概要、指定団体、候補者の概要、それから、指定管理者の業務の範囲、指定期間、指定管理料、指定の理由などを記載しております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

大石議員。

○５番（大石秀昭君） この１番の江田島市自立支援型グループホームやすらぎの家賃とか電気代とかこういうものは、どういうふうにしておられるんですか。

これは、今の管理者に対してお金を払うのはやむを得んと思うんですが、ここに入るために弱者の方が金を払って入っておられるんじゃないかと思うんです。

そういう所の家賃とか電気代取らないのであれば、その弱者の方の負担を軽減するのが、行政じゃないかと思うんですがどうでしょうか。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） まず、使用料でございますけれども、１万円から５万円になっております。

光熱水費が、月が１万５，０００円、食費が３万円、雑費として１，５００円を徴収するようになっております。

○議長（上田 正君） 大石議員。

○５番（大石秀昭君） あれだけの建物を１万５，０００円で貸しとると言われるんですが、光熱水費が１万円といわれるんですが、これに入っとる弱者の方の負担がどのくらい個人に対してかかっているのか調べられたことがありますか。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 使用料につきましては、１番下の方が１万円月額が、１番高い方が５万円、それ以外に光熱水費として１万５，０００円、食費として３万円、

雑費として1,500円を徴収しております。

以上です。

○議長（上田 正君） 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 1万円、5万円の光熱水費は個人に対してですか。

個人に対して、それとも全体で1万円から5万円ということですか。

入る入所者に対して1万円から5万円やっとなるのはどちらですか。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 使用料、その他についても個人に対してから徴収するものでございます。

使用料につきましては、1番安い方が月に1万円、高い方が5万円を支払っていると、それ以外に光熱水費として1万5,000円を負担していると、食事としては3万円、雑費として1,500円を徴収しているということでございます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

沖元議員。

○7番（沖元大洋君） 6番のね、海辺の新鮮市場の、この水産物等販売協議会というのがどこにどのようにしてあるのかと。

それから8番の大柿漁業協同組合、長浜海浜施設、これは現在何をどのようにとり行っておるのか、この2つを。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） まず、海辺の新鮮市場ですが、これは11漁協の協議会とは同じような部分で、若手グループの水産物販売等協議会というのがあります。そこでやっていただくことにしております。

それと、長浜海岸につきましては、あそこに建物ありますので、原則そこと海水浴場の砂浜の管理をしていただいておりますということです。

○議長（上田 正君） 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） 砂浜の浜の管理、ということは、浜を管理してどうするん。

浜を管理するのに、管理運営費なんかもかかるし維持管理もかかる、この水産交流施設、そのものの意味がわからん。水産交流施設というのは、何をどのように水産して交流しておるのかいうことを聞きよる。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 今建てましたビーチハウスの、建物が水産交流施設という名目の補助であったから、そういうことを書いておるということであると思います。

先ほど言いましたごめんなさい、海浜のほうは入っておりません。ビーチハウスのみです。

○議長（上田 正君） 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） 建物はあそこのまま管理している、昔、3社が共同で経営いうんかなあ、管理いうんかなあ、しよったわいなあ。あの名前をいわんでもええじゃろうわかるじゃろうと思う。この建物の建てたときの経緯、私も知っとるんよ、私もやったんじゃ、これ従事したんじゃ、これ建てるときに、建てた施工者が、その当時、施工

金額を旧町から受けとると、その方がそのまま権利を市からこのような名目をつけて、譲渡して無料で管理して、使用料を取るとるわけよ。

いいか、使用料を取りよるわけ、タダじゃないんじゃないか。しかも、電気・水道、水洗トイレなんか全部市が持つとる。駐車料金をこの皆彼らが取るとるんよ。なのになぜ維持管理だけ市がして、その方らに建物建てんさい、お金あげるけえ、建てたらあんたらお金取りんさい、棚からぼたもちのような運営方法をさせるのか。

今の県民の浜、豊島か、行ってごらんない。日本中から車が来とるよ夏に。なぜか。環境がよくて、タダで、駐車料がタダで、管理、海、すべてが整っているから日本中から来る。

あそこは、来たものからボッタくる追いはぎ商法なんよ、だからお客は来ない。

いうようなことも含めて、あなたらは行政指導してやっていっておるのか、これからやるような心構えがあるのか、ちょっと説明してみて。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 沖元議員言われるとおりですね、ここに入園料とかいろんな不適切な分があるかと思えますけど、そこは今から指定管理を4月からやる中で協議をしていきたいと思っております。

ただ、あくまでも私どもが指定管理をするのは、ビーチハウスの部分でありますので、指定管理としてはそこなんで、御理解ひとついただきたいと思います。

○議長（上田 正君） 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） だからわかるんじやが、結局、行政の仕事に携わる人、市民、すべての方は平等に扱わなければいけないじやろう。その方たちだけが、ほとんど、その施設に対して、わかりやすくいうと権利金とか、そんなもの一切発生しないで、まあまあ簡単な既成事実の会社を作って、旧町に届けを出して、ずっと繰り返しそれやるとるわけよ。だから、その人たちの海水浴期間の間、ね、儲けは本人が懐入れてもそれええ気せん百歩譲って。だったら、後の11カ月間、浜の管理、掃除をその方たちがやるのか、いうことをまず一つ。その中にあって、一般の方でも、まあ1番いい例が今の犬伏の交流の後、座り込んで動かない業者か2人おるじやろう、タダで施設があって、商売ができるんじやったら、はっきりいって誰でもしたいんよ、じゃないでしょう。その方たちが、あそこへ座敷を借りて、40日間営業ができたんだったら、その御礼返しに、せめて浜の維持管理ぐらいその方たちにさせるとか、今後、この4月1日までに、その方たちにやらせるのであれば、改めて、いろんな、今まで甘かった企画をやりかえて、電気・ガス・水道はもちないよとか、車の駐車料金は1,200円は高いんじゃないんですか、市に一銭も入れんと、あなたらは道端へ止めとる車まで銭を取ってはいけませんよとか、行政が指導管理監督をぜひやってもらいたい、ということですよ。

よろしく。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 今回の指定管理者の件で、二つの施設について質問したいと思います。

これは平成20年の3月議会でも問題となった施設というかですね、いろいろ議論があった施設、まず海辺の新鮮市場なんですけども、前回20年の3月のとき3年間ということで、まあ指定管理者的には、指定管理料というのは無料ということで、3年間やっているということなんですけど、今回は5年ということで、単年度で182万5,000円という数字が出てますか、どういう根拠であったのかなあと、前回の産業建設委員会であるとか、あのときには、まだ指定管理に示される、示されるというか、その団体がまだ未定だったということで、そこら辺のところまで聞けてなかったのですね、そのところをちょっと教えてください。

それとあと江田島のふるさと交流館、こちらの方も20年3月のときに、いろいろ議論のあった施設でして、そのときには、単年度で、1年当たり、3年間ですけども1年当たり525万円の指定管理料ということで、今回、期間は5年ということなんですけど、指定管理料290万ということに減額とはなっておるんですか、そこら辺の経緯を教えてください。お願いします。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 海辺の新鮮市場の件ですけども、3年前は確かに無料でした。

しかし、その中の議論の中でですね、あるいはその光熱水費等については、別口じゃないかというような不明点が多いという御指摘がございましたので、ここは完全に光熱水費も含んで、一定の維持管理ができる部分を指定管理料と明記する、これは各施設とも共有のことでございます。

続きまして、ふるさと交流館でございますけども、ふるさと交流館につきましては、観光振興の趣旨も踏まえて、そういう人材の方を指定管理としてやっておりました。

しかし今回は、あくまでもふるさと交流館のみの指定管理についてをやりますもので、そこに従事する人件費、これを含んで光熱水費等で計算をしております。

○議長（上田 正君） 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 海辺の新鮮市場の件は大体今のことで理解するわけなんですけども、一方、江田島ふるさと交流館、確かに今回、前回の3年間は1年当たり525万円、これが今回は、1年当たり290万ということです。これ、ここではちょっと質問議論はしたくないんですけども、これは所管の産業建設委員会の方で予算審議のところで話したいと思うんですが、うち今23年度予算はまだ上程されておられませんけども、この商工費の補助金ということで、市の観光協会の補助金がですね、前年度が1,140万、一方で今年度の補助金が1,350万、いってみれば去年度、今年度ですかね、22年度比べると210万円の増額ということで、もしかしたら、この指定管理のところのプラスマイナスが、あまり25万円減額というふうなかたちになっているのかなあというふうにちょっと思ったんですが、この点はちょっと予算委員会の方で確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（上田 正君） 野崎議員。

○8番（野崎剛睦君） 71ページ、漁業振興施設なんですけど、整理番号で10-5

内能美漁協で、高田に本部があるわけなんです、その（５）、（６）、（７）。（５）は、内能美、内海、私のところのあれをこれ船のどういうんですか、修理するときの車路だと思うんですが、（５）は。（６）と（７）はですね、２ハイ、ポンツーンがとまっとるわけなんです、今まで私はこれは当然漁業施設だと思っとったんですが。（５）はですね、漁業施設で、産業部の漁業振興課が管理をしますと。（６）、（７）はですね、大柿支所があるときには、支所が、今もあるんですが、予算を持っているときにはですね、ここが管理していたわけですよ。そして、この（６）、（７）は、今まで大柿支所が予算がなくなったもので、今度土木建築課のですね、この方に、所管を移したということで、土木建築課の方で、管理してもらっとるわけなんです、ここに一緒に入っとるということはですね、今度、産業部の漁業振興課の方で一括もう管理していただくのかということが１点。

それと７６ページのですね、団体名で社団法人江田島市シルバー人材センター、これは４月か５月にですね、社団法人ではなく、もう国の方の指導で、財団福祉法人に法人格を名称変更するということを聞いて、そのようにシルバー人材センターも用意しとるわけなんです、そういうことを注意を、これは脱記しておきます。

それと８４ページのですね、団体名、水産物等販売協議会ということでですね、これが果たして団体名でですね、人のただ集まりで、団体名として法人格いうんか、そういうものになっているのか。ちょっと心配しとるわけなんです、協議会という名称もあるわけなんです、その前に、社会福祉法人何とか協議会といってですね、そういう前についとるわけですよ。これはただ水産物等販売協議会ということで、ただ、人の集まりで、とにかく集まって管理料、市の方から年間１８０万ほどもらうからということで、こういう団体にちゃんと、管理料を渡すわけなんです、ちゃんとですね、管理料が管理されるのかですね、ちょっとそこらを心配しとるもので、質問いたします。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） まず、団体の件ですけども、これは公共団体へということでですね、別段法人格を有しておらんと団体とは言いませんもので、ここはクリアできると私もは考えております。

それとですね、いわれたのが、内能美漁協の部分については、ちょっと後調べまして回答させていただきたいと思います。ちょっと今その浮き桟橋の部分がどれかをとをちょっと確定したものでですね、ちょっと時間をいただきたいと思います。

私のほうは以上の説明だったです。

○議長（上田 正君） 野崎議員。

○８番（野崎剛睦君） 私もですね、あそこは当然漁業施設だと思っとったんですよ。

市長も副市長も多分そう思うとるんだと、思っと思っと思うんです。初めて指摘されてですね、あれは大柿支所の管理で、そして、今度大柿支所の予算がなくなったから、土木建築ということでですね、このたびこの一緒に管理すべきだと思うんですね。あれは漁業振興課だ、こっちは土木課だというようにですね、地元の方は、たいがい一つだと思っと思っと思っですよ。そのように区分されとるということは、あまりたくさん地元でも知らないんじゃないかと思っています。

○議長（上田 正君） 休憩とします。

（休憩 14時48分）

（再開 14時52分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開します。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第30号「公の施設の指定管理者の指定について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第31号

○議長（上田 正君） 日程第21、議案第31号「市道の路線認定について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第31号「市道の路線認定について」でございます。

江田島町小用の2路線を新たに市道路線に認定したいので、道路法第8条第2項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 議案第31号について説明いたします。

このたびの提案は、江田島市小用地区における国道487号線の小用バイパスの一部供用に伴い、不用となる道路について、江田島市が市道として引き継ぐこととし、市道認定を提案するものでございます。

提案路線は小用30号線と31号線の2路線です。

次ページをお開きください。

上の図で、まず位置関係でございますが、右側に、至小用港とありますが、この至

小用港とある道路が、小用港ターミナルへの接続道路となります。

それから、水平方向の大きな道路が国道４８７号のバイパス道路でございます。

このバイパス道路の一部供用に伴いまして、図面の下側の秋月方面から小用交差点を經由し小用港に至る、この図できますと逆Vの形の道路、これ県道鷺部小用線でございますが、この部分が県道としての意義が薄れて不用となります。

しかし市用としては、必要な生活道路として必要なものであると判断し、交差点部を除く路線を認定したいというものでございます。

交差点部は、まだ切串方面へのバイパスが完成しておりませんので、引き続き国道４８７号の一部として県が管理します。

なお、次ページには幅員構成等の図面を添付しておりますが、市が７月に定めました市が管理する道路としての基準にも適合しております。

次のページは、このたびの議決の根拠を添付しております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第３１号「市道の路線認定について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２２ 議案第３２号

○議長（上田 正君） 日程第２２、議案第３２号「土地改良事業計画について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第３２号「土地改良事業計画について」でございます。

大柿町深江地区の農地造成にかかる土地改良事業について、広島県知事に協議をして、その同意を得るために、土地改良法第９６条の２第２項の規定によりまして、議会

の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 議案第32号、土地改良事業計画についてご説明します。

125ページをお開きください。

土地改良法96条の2第2項の規定に基づき、土地改良事業計画について議会の議決を求めるものであり、計画概要書に基づき説明いたします。

第1章では、目的を示しており、効率的な農業生産基盤を確立して、意欲ある担い手の育成及び新規就農者の支援と新ブランド農産物（オリーブ）による地域産業の振興を図るため、農用地の造成及び農業施設用地を整備することにしております。

第2章では、地域の所在及び現況を示しております。

第3章では、基本計画を示しており、造成工は12ヘクタールであり、道路工、用水路工、排水路工は、表のとおりであります。

第4章では、工事または管理の概要を示しており、各施設の維持管理は市が行うとしております。

第5章では、換地計画の要領を示しておりますが、今回は、すべての対象地が市有地となっておりますので、一地権者への換地となります。

第6章では、造成費用を示しており、2億5,700万円としております。

第7章では、効用を示しており、造成地での単年度生産効果額等を示しており、年総効果額は、5,548万8,000円を見込んでおります。

第8章では、他の事業との関連を示し、非農用地区域は、農業施設等整備により整地、舗装を行います。

第9章として、計画概要図を123、124ページに記しております。

なお、事業費の負担予定基準は国が50%、県が15%、江田島市が35%となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

片平議員。

○6番（片平 司君） 深江の山の中よね、土地改良するのは、開墾するところは、ほいでまあオリーブ植えるようになってるんだと思うんじゃけどね、そこが果たして開墾して、オリーブ植えて、できるかできんかもまだ実証運行じゃないけど実験をしてないのによ、開墾はした、オリーブを植えた、ええがいにできんかったというたら、どうするんかと思うんよ。

だから、前から何べんも同じこというんじゃけど、例えば、その本当にオリーブが育つかどうかをね、やってみてからやっても遅そうなんじゃないんか。これが2年遅れ

るか3年遅れるかだけの話で、オリーブがとれるまでには、10年、20年がスパンじゃいうていいよるんじゃないけえ、それが3年ぐらい5年ぐらい遅れても、どういうことはないと思うじゃけど、どうもちょっと急ぎ過ぎるんじゃないか思うんじゃないけけど、どうなんですか、大丈夫なんですか。2億5,700万ですよ。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 既に早瀬大橋の下で企業が植えてですね、一部実の収穫をしております。

それで、これはあくまでも企業参入というところありますので、その将来のことに對して、できるできないという部分よりも、今の耕作放棄地の解消とあわせてですね、6次産業化するためにはどうしても造成地というもののうちですね、自分は計算上採算が合うという造成をしていきたいということで考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（上田 正君） 片平議員。

○6番（片平 司君） わかるんよ。やりたい気持ちはあんたらの。

だけど、山を開墾して、植えてみにや育つかどうかもわからんのんじゃないけえ、そりゃ早瀬のとはできよるんよ。あそこの土壌と深江の釣附の土壌が一緒かどうかわからんんじゃない、調べてみた。調べてみて、ここへ植えて、早瀬のとは大丈夫じゃけえ、釣附も大丈夫じゃろう思うてやるんか、土壌が全く違ったらできんし、南向きで風通しがええかどうかはちょっとようわからんけど、その辺も検証しとるんですか。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） その点につきましては、新たに入る参入企業がですね、小豆島等で技術職を養成しながらですね、立地条件等について研究しておりますので、私どもとすればそれを信用するということです。

○議長（上田 正君） 片平議員。

○6番（片平 司君） あのね、ええがいにいくことは私も祈る。私はそのときには生きとらんけえ、あんたらもおらんなつとる、まあええがいにいきやええと思っておりますよ。ほいじゃけどどうも心配なんじゃけど、大丈夫なんですね、大丈夫なんですね。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 大丈夫だと思いながらやるわけですので、決してほいじゃ完全に大丈夫かという、そのために技術の要請をしてですね、企業は一生懸命やってくれとるわけですから、そこに期待を持ちながらやりたいということと、今回の申し込み等の波及効果も合わせてですね、耕作放棄地が幾らかでも解決することができるということは一つの成果だろうと思いますので、御理解のほどひとつよろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 大石議員。

○5番（大石秀昭君） この件、オリーブの件については、一昨日ですか、農林課の課長さんと中野さんが来られて、我々の勉強不足でしたということを認められました。

というのは、高田地区で、二、三十年前に農協の組合長が進めて、オリーブを植えて、みな失敗しとるんです。その失敗談について何が失敗だったか勉強に行かれました

か言うたら、いや行っておりませんと、それは確かに我々の勉強不足で申しわけありませんと言われたんですが、そこらあたりに対して部長どう思われますか。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 確かに課長帰りましてから、その話聞きました。

ただ、もう一度何回も言いますけども、これにつきましては以前と違うところ大きな一つ、企業が参入して6次化することなんです。ここに大きな違いがあると思いますので、そこに期待をしておるわけですので、御理解のほどひとつよろしくお願いします。

○議長（上田 正君） 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 企業が参入すれば大丈夫なんですか。

これ今の市民が植えられるのは60歳、70歳の人で、先日の全員協議会でも40年からかかる言われるから、40年たったらあなたらおらんじゃないかと、誰が責任とるんかと私は問いつめました。そのことについて、一昨日説明にくれたんですが、そのように真剣に考えてくれて説明に来て私を納得させてくれればわかるんですが、今の部長みたいに高飛車に、うんわかった、できる、いうようじゃ、できません。

○議長（上田 正君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） 市負担、負担部分は35%ということで、まあ8,000万ぐらいの自己負担ということなんですがね。これは借り入れも何にもできない一般財源ですか。お伺いします。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） これは、起債の場合は使用料を取ることににおいては起債の対象とならないということが財政課との協議でわかりましたので、単独一般財源でやっていくということです。

ただ、それについては、議論いろいろありますけども、償還を使用料で何年かで賄うという気持ちであります。

○議長（上田 正君） 山木議員。

○17番（山木信勝君） 使用料ねえ、40年いうたかいねえ、この間説明でね。40年、8,000万、どうなるん、金利からいうたら、ものすごいかかるでしょう。何か厳しいような状態するんですが、一般単独は他の借り入れとかできるんじゃないか思うんじやが、そこらよく考えとるんですか。考えてないんですか。一般単独か何かできるんじゃないですか。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） この件につきましては、財政課とも協議をしております。何かないかということですのでね、協議しておりますけども、今現在、結果として、なかなか使用料を取るということにおいては、起債の対象にはなりにくいということを知っております。ただ、それとオリーブについてはその40年、確かにそうですけども、要は企業参入の中で、何回も言いますけれども、これがちょっとあるんですけども、企業を参入していただくためには、ある程度の企業もリスクを負ってくるわけですから、そこらのへんのほうで、なるべく企業が参入しやすい条件を考えてやっておるわけですので、ひとつ御理解をしていただきたいとこうように思います。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第32号「土地改良事業計画について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

散 会

○議長（上田 正君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、2日目は、明日、午前10時に開会しますので、ご参集願います。

本日は御苦労さまでした。

（散会 15時08分）